

第20次東京都消費生活対策審議会  
第4回基本計画部会

議 事 録

平成20年7月18日(金)

第一本庁舎33階 特別会議室S6

午前10時00分開会

大野副参事（調査担当） 皆様、おはようございます。本日は、暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、これから第20次東京都消費生活対策審議会第6回の基本計画部会を開催させていただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

池本部長 おはようございます。それでは、消費生活対策審議会の第4回部会を開催します。

先に、まず定足数の確認、それから公開の取り扱いの確認、このあたりから事務局の方でお願いします。

大野副参事（調査担当） 副参事でございます。本日、詫間先生がご欠席とのご連絡をいただいております。したがって、定足数としては足りているところでございます。

以上でございます。

なお、この部会でございますけれども、東京都消費生活対策審議会運営要綱第11によりまして、公開の取り扱いとさせていただきたいと存じますので、ご了承いただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

池本部長 それから、もう1点、議題に入る前ですが、東京都の人事異動があったとお伺いしましたので、事務局からご紹介をお願いできますか。

大野副参事（調査担当） 今般、7月16日の人事異動につきまして、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長に人事異動がございました。新しく清宮部長が異動になってございます。部長からご挨拶を申し上げます。

清宮消費生活部長 では、改めまして、初めまして。7月16日付けで着任いたしました清宮でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ちょうど折しも、国の方でも消費者行政の推進基本計画が出されたという時期でもありまして、東京の消費者施策の推進に力が出せればと考えているところでございます。委員の皆様方からいろいろとお知恵をいただきながら、事業を進めていきたいと考えます。

また、今回の本審議会の部会も、暑い中ではございますが、基本計画の最後のまとめに入っているところと伺っています。本日、いろいろな忌憚のないご意見を伺いながら最後のまとめをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

池本部長 ありがとうございます。ちょうど5年間の消費者行政のこれからのあり方

という議論の真ただ中で大変かと思えます。しかも、国がこの1年で思い切った施策をと言っている、まさにその真っ最中ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、審議に入る前提として、まず資料の確認を事務局からお願ひできますでしょうか。

大野副参事（調査担当） それでは、恐れ入りますが、事務局から資料の確認をお願ひいたしたいと存じます。お手元の黒いクリップで留めてございます「第20次東京都消費生活対策審議会第4回基本計画部会会議次第」というペーパーの綴りでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1でございますが、委員の方々の名簿でございます。

それから、資料2が書記の名簿となっております。下線の引いてあるところは、今回、人事異動がございました書記の者でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料3でございます。今般、「第20次東京都消費生活対策審議会答申案」ということで、本日お示し申し上げるものでございます。

見出しが入っておりませんので恐縮ですが、これがずっと20ページほどありまして、おめくりいただきまして資料4でございます。「国の消費者行政一元化の取組を踏まえた都消費生活行政に対する提言」というペーパーが2枚綴っております。

その後ろに、資料5といたしまして、別紙「都政全般における具体的施策」、これが全部で24ページございます。

その後ろでございますが、資料6「『東京都消費生活基本計画素案』に対する意見募集結果」ということで、これも数ページ綴っております。これが最後まで綴られているものでございまして、パブリックコメントの結果でございます。

以上が資料でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

池本部長 それでは、早速審議に入りたいと思えます。

今、資料でご紹介いただきましたように、国の消費者行政一元化の大きな動きを踏まえた提言というものを少し切り分けて、基本計画自体の策定と別に提示していただいておりますので、これは分けて議論した方が中身が的確に議論が深まっていくだろうというふうに思えますので、その前提で審議を進めさせていただきたいと思えます。

それで、まずは、資料3の審議会答申案と資料5の具体的施策というのは直接関連すると思えますので、このご説明と、あと、パブコメの結果も併せてご説明いただいた上で、審議に付すというふうにお願ひしたいと思えます。まず、事務局から概要の紹介をお願ひ

します。

大野副参事（調査担当）事務局でございます。ただいま部会長からお話ございましたとおりでございます。資料が3種類ばかり、あるいは4種類ほど今ご紹介がございまして、私の方から若干ご説明申し上げたいと存じます。

まず、資料3の答申案でございます。こちらが消費生活基本計画の答申ということで、今回、5月20日に諮問をお願いいたしました。それに対する答申の案としてのたたき台、素案というふうな位置づけでございます。中身につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

それから、ただいま部会長からお話ございました、それに併せましての提言ということで、資料4ということでつけてございます。これは、ご承知のように、今回の国のいろいろな動きがございまして。その取組を踏まえた上で、今般、基本計画の改定の諮問をお願いしているところでございますが、それに合わせて、この時期にございまして国の動きを踏まえた上での提言を、審議会として東京都の方に対していただくというふうなことを想定しているものでございます。形としては、あくまでも諮問に対する答申と、それから提言と同時に合わせて、ただ、形式的には別のものというふうな位置づけで、よりこの提言というものを東京都の方にきちんとしたような形でいただければというふうなことで、この辺につきましても後ほどご審議いただければと存じますが、そのような位置づけに今のところ資料としては作ってございます。

それからもう一つ、資料5でございますが、こちらの方は具体的施策ということで、これまでのこの部会のご審議におきましては、計画のいわば本文とその一覧ということで、付随しているような形になってございました。この辺の考え方でございますけれども、この答申をいただきました上は、この8月ないし9月には東京都の改定いたしました消費生活基本計画の策定ということになるわけでございます。それに向けては、この本文の部分と、それから具体的な施策というものが合体をいたしまして、全体で5年間の基本計画というふうな形になっていくものでございます。

この具体的な施策の方につきましては、計画の具体的な中身ということにもなるわけでございますけれども、あくまで今回の消費生活基本計画といたしましては、理念、計画期間、進行管理の方法、あるいは政策課題、その方向性といったものを計画のいわばインフラ部分というような形で策定させていただきまして、その上で、都政全般の行政、具体的

な施策ということで、そういった考え方のもとに、都政全般の消費生活に関する行政施策をウォッチしていく。そして、それを5年間、毎年ローリングをしていくというふうな位置づけになってございます。この消費生活基本計画でございますけれども、都政全般における消費生活行政に関する実務的な、いわば事業計画的な性格の色濃いものというふうに考えております。したがって、具体的な施策につきましては、各所管の部局とも十分に連携・調整しながら現在詰めているところでございまして、実際に実施していく計画ということで、現在、東京都の方の予算の担当部局の方でも目が入っているような状況でございまして、現実責任を持って施策を展開していくという性格の事業ということでございます。

それでは、まず資料3の方から、内容につきまして若干ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、資料3でございます。表題に「答申案」。そして括弧といたしまして、諮問に対する答申ということで「東京都消費生活基本計画の改定に関する答申」ということで入れてございます。

次の「答申にあたって」ということでございますが、実は、1枚おめくりいただきますと、第1章、それから第2章、第3章とつながってくるわけですが、その前段になる「はじめに」といいますか、前書きといいますが、あるいは序章といいますが、そういったところのものでございますが、今回、答申に当たりまして、先ほど少し申し上げましたが、国の方の動きもでございます。そういった消費生活行政に関する現下の状況、今のところの実際の状況を踏まえた上で、基本計画の改定と併せてやっていきたいと思います。

内容でございますけれども、東京都は、今回、部会で第1回以来ご説明いたしましたとおり、消費生活行政につきましては、いち早く消費者の権利を明確にした上で、必要な都度、消費生活条例を改正するなど、機動的に対応してきたというふうに考えているところでございます。それで、関係部局が横断的に連携しながら推進してきた。一方、国の方は、消費者を主役とする政府の舵取り役として、一元的な新組織「消費者庁構想」というものを打ち出しておりまして、平成21年度に向けて動きを早めているという状況にございます。また、先般のサミットにおきましても、原油価格の高騰でございますとか、あるいは食料問題についても論議されたところで、いろいろなそういった消費生活に関する大きな目か

らの議論も展開されてきているというふうな状況がございます。

こうした中で、東京都といたしましては、地域の消費生活の安定と向上を担う地方自治体の責務といたしまして、日々停滞することなく、国の行政と併せまして的確に取り組んでいくことこそ重要ではないかということで、そういった観点から、先ほど少し申しました事業計画的な性格を持ちます基本計画につきましては、まずは、こういった国の動き、あるいは世界的ないろいろな消費生活上の動向を踏まえた上で、やはり地域の地方経営を担っている私どもの立場といたしましては、消費者の視点から、施策の総点検を行いました、今後の消費生活の方向性を的確にまず示していく。そして、総合的に政策を進めていくということがまず基本になるのではないかということで、こういう動きはあるけれども、基本計画の改定はぜひやっていくべきだというふうに、ここでは案でございますけれども、打ち出している。

それで、最後でございますが、そういった基本計画の改定と併せましていろいろな動きがございますので、そういった動きを的確に捉えて、都として機動的に実効ある取組を講じていくということが重要ではないかということでございます。これに関しましては、後ほど後半部分で「提言」というような形でご審議をいただければと存じます。いわば実務的な、生活に根ざした基本計画というものが一方にありながら、一方で大きな動きの中にある。そういった動きについても、きちんとの確に捉えながら、そしてまた、いろいろな状況の変化に合わせて都としても対応していくということが必要ではないかということ、まずこの1枚目で述べているところでございます。

2ページ以降は、これまでいろいろな形でご説明申し上げた内容を敷衍したところでございます。まずは、計画のいわばインフラ的な部分でございますけれども、基本理念、計画の性格、計画期間。そして、4番目といたしまして、計画の実効性確保ということでうたっております。基本理念、あるいは計画の性格、そして5年計画であることはるご説明申し上げてきたところでございますが、4番目の計画の実効性の確保についてでございます。今回、計画の着実な推進ということが何よりも重要であるということはおかねてよりご説明申し上げてきたところでございます。具体的には、消費生活対策審議会が毎年度当初に各施策、先ほど申し上げました具体的な施策について、いわば都民にどれだけ役立ったか、政策評価的な観点、どれだけ定量化できるか、あるいは定性的なものなのかというのはいろいろ施策によってあろうかと思っておりますけれども、そういった視点から、事業

実績をまずは審議会がきちんと確認し、評価していく。そして、例えば新たな課題が生じてきたというようなことについても、きちんと都に対してご意見をちょうだいしていただく。そして、東京都はそれを尊重して施策に反映していく。こういう実践的な取組がまず実効性の確保のために必要ではないかということでございます。

それから、もちろん消費者や事業者の方に情報を発信をしていきまして、随時、いろいろな方々からの意見を当然、言ってみれば地方行政ですから、公聴という意味合いで受けとめていくということでございます。そして、もちろん国の動きもございますし、それから身近な自治体との関係は非常に重要でございます。そして、もちろんまた、いろいろな団体の方との連携も深めていくというふうなことでございます。こういった形で、ぜひ地に足のついた事業、各施策を、消費生活対策審議会が消費者の視点に立ってチェックしていただくというふうな仕組みを構築していきたいというのが、この実効性の確保ということでございます。

4 ページ目以降が第 2 章でございますが、この 2 枚にわたりますて、現状に対する基本認識ということでお示ししてございます。これは、旧来ご説明したとおりでございますが、表現等は少し修文を加えているところがございますけれども、私どもとしての基本的な認識を 2 枚にわたって、一つは取引の不安、それからもう一つは、特に安全。あるいは、その他のいろいろな消費生活をめぐる課題。食品に関する供給でございますとか、環境問題といったところも盛り込んでございます。

それを受けまして、第 3 章のところに「政策課題と施策の方向」ということでございます。考え方の順序といたしまして、ただいま申しました基本的な認識を踏まえまして、それを克服していくための政策課題。そして、それにつながる場所の施策の方向ということをお示ししてございます。この基本計画でございますけれども、先ほど一番最初にご説明申しましたとおり、国の動き、あるいは世界のいろいろな動きを踏まえて、まずは都としては、地方経営を推進していく立場から、消費生活に関する事業全般を総点検していくという中で、それを五つの政策課題に分けていくということでございます。1 番目から 5 番目まででございます。消費者被害の防止・救済、それから悪質事業者の排除、3 番目としては安全・安心。4 番目としては、自ら考え行動する消費者になるような支援。そして、5 番目としては、消費者の意見や考えを実際の行政、あるいは事業者の活動に生かしていく。こういった柱立てになってございます。

こういった柱立てによりまして、そして政策課題、その下にございます（１－１）といったような施策の方向性、これに関連したところに、先ほどご説明しました資料５にございます個別の政策が連なってくるわけでございます。計画のインフラ部分といたしましては、政策課題、それから施策の方向性といったところが柱にあるわけでございまして、前回のご議論等を踏まえまして、この政策課題のところにつけ加わっているところがございます。

まず、６ページが一番下でございますけれども、政策課題の４番目として、（４－５）「食に関する持続可能な消費生活」という方向性を打ち出しております。それから、恐縮ですが、７ページ目の政策課題５の（５－４）「資源エネルギー等の価格変動に対する対応」ということで、この２本を柱立てとして加えているところでございます。

こうした柱立ての説明といたしまして、８ページ以降１９ページまで記載をしております。

ただいま申し上げました２点につきまして、特にご説明申し上げます。恐縮でございますが、１７ページをお開きいただきたいと存じます。（４－５）「食に関する持続可能な消費生活」ということで、世界的な人口の増加、あるいは多くの国の経済発展を背景として食料需給が非常に逼迫している。そういった中で、我が国はカロリーベースで３９％の自給率であるというふうな状況。それから、そういった輸入に頼っているということで、いわゆるフードマイレージの問題も生じてきているわけでございます。その一方で、偏った食生活、あるいは食べ残しなどの食品残さの問題、そういう現実もございます。そういったことから、健康面であるとか、あるいは無駄のない食生活、食料自給率、あるいは地球環境の保全など、幅広い問題について、広く理解と共感を得ていく必要があるのではないだろうかということでございます。

具体的には、その前に示しております（４－２）と（４－３）でございますけれども、消費者教育や月間事業など、さまざまな事業の内容として今後このような視点を積極的に盛り込んでいくことが重要ではないかということで柱立てを打ち立てているところでございます。

それから、１９ページでございますが、（５－４）といたしまして、「資源エネルギー等の価格変動に対する対応」ということで、今般、原油価格の高騰、あるいは１次産品の価格が長期的に見て非常に上昇傾向にある。構造的にも変わってきているというような議論



もなされております。そのようなことから、商品やサービスの価格の動向を注視していくということで、やはりこういう視点は避けて通れないのではないかと入れていくところがございます。ちなみに、この論点では、現在、原油価格変動に伴う行政連絡会議というものを設けてございまして、原油価格につきましては、平成17年度に設けてございますけれども、庁内のいろいろな東京都としての、例えば産業振興の面からの施策等々、情報交換、あるいは分析等を行っているところがございます。

以上が答申の柱立てでございます。理念、計画期間、それから進行管理の方法ですとか、政策課題、施策の方向性といったような計画全体の柱立て。これに基づいて、資料5にございます都政全般における具体的な施策をウォッチしていく、こういう格好になってございます。

それで、資料5をお開きいただきたいと存じますが、これも何度かご説明申し上げてきているところがございます。政策課題ごとに具体的な資料を貼りつけているところがございます。例えば1番目でございますと、消費者被害の防止ということで、施策の名前、これは項目といったような位置づけになりますけれども、行政刑罰導入の検討、具体的な施策の概要、それから所管部局として、私ども生活文化スポーツ局でございますが、最後の所管部局でございますが、これはもちろん主として所管といたしますが、責任を持って推進していく部局ございまして、いろいろな部局が当然それぞれ施策については関わってきているところがございます。恐縮ですが、その辺を全部記載しておりますとなかなか煩瑣になるという面もございまして、一応、責任を持って所管をするところの部局だけ記載しているところがございます。以下、先ほどの政策課題ごとに具体的な施策を張りつけているところがございます。

それで、先ほど少し申し上げましたとおり、これにつきましては、現在、具体的な施策でございますので、実際、役所のルールとして、予算ですとか人事ですとか、あるいは組織、そういったものの裏づけがなければ推進できませんので、そういった各局の責任を持った所管部局が、それぞれそういった具体的な展開策について検討を進めているところがございます。なお、そういった観点から、今後、計画策定に向けてまして、これだけにとどまらず、あるいは少し増えてくるとか、あるいは内容が少し変わってくるというようなところも若干出てくる可能性がございますけれども、そういったことで、実際に施策を展開していく上での手続が入ってくるということをご理解をいただきたいと思っております。

なお、来年度、21年度以降はこれが加わって、毎年度当初に、今、資料5でお示しております各施策について評価し、また、どれだけ役に立ったか見ていきながらご意見をいただくというふうな格好になり、そのときにいただいたご意見を踏まえて、また所管部局の方で、人員組織等のいろいろな要求等を部内的に行っていきまして施策に反映していく、こういった格好で進めていくところでございます。したがって、現段階では、この具体的な施策の中身につきましては、少し調整中のところがあるということをご理解をいただきたいと存じます。

それから、駆け足で恐縮でございます。資料5の24ページがおしまいのところでございますが、その後ろに資料6といたしまして、いわゆるパブリックコメントの結果をお示してございます。この内容につきまして、簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、期間でございますが、これはちょっと短かったというご意見も正直いただいております。7月3日から14日までの12日間ということでございました。全体の件数でございますが、2の集計結果でございますように、提出主体別でございますけれども、16件ございました。提出主体別に見ますと、消費者団体等の方から10件、それから生活協同組合の方々から3件、その他の団体の方から2件、個人の方が1件、こういったような内訳になってございます。

それでは、ちょっとおめくりをさせていただきたいと存じます。意見の概要一覧でございますが、この16件は、それぞれ提出された主体別にお示してございます。例えば、平仄の1、2、3というのが提出された方々の主体の第1団体、第2団体、個人もありますけれども、そういったことでございます。それから、表頭でございますが、No.、種別、これがその上の括弧にお示してございますけれども、Aが消費者団体等、Bが生活協同組合、Cがその他の大体、Dが個人ということを示してございます。それから、内容の種別ですけれども、これはパブリックコメントの素案の章、第1から第5までございますけれども、そのどこの章についての意見なのかということでお示してございます。それから、第5の「施策の展開」では、政策課題の1から5までありますので、では、それぞれのどこに該当するのかということでございます。

上からざっとご紹介をいたしますと、例えば一番最初のところでは、自給率をアップし、地産地消の観点が入り入れられるような政策について、各部と連携・調整するようにはどうかというご意見でございました。こういったご意見のご趣旨を、先ほど少しご紹介

いたしましたけれども、食の充足可能な施策の問題意識の中に盛り込んでいったというふうなことがございます。それから、その二つ下でございますけれども、マイレージで東京の食が多大なエネルギーを使って届いていることをもっと周知すべきではないかといったご意見。これも、先ほどご説明しましたとおり、考え方としては、視点として取り上げていくというふうなことでございます。

以下、非常に細かくて恐縮ではございますけれども、例えば3番目の方の1番目のところでは、高齢者に対して積極的に周知を図っていったかどうかといったようなご意見。あるいは、その下には相談体制をもっと充実すべきではないかといったようなご意見等々がございます。

多くは個別の消費生活施策に関してのご意見といったようなものでございます。事務局といたしまして、柱立てに大きく影響するようなご意見といったようなものは特段見受けられなかったのかなというふうに考えているところでございます。ここでは個別の意見を記載してございますけれども、全体の皆様方それぞれの総論的な意見として、私ども東京都の消費生活基本計画の改定については期待しているといったようなご意見がほぼ大宗を占めているといったような状況でございました。これらも、先ほど申しましたように、計画の中に柱立てとして盛り込めるようなところは盛り込んでいくというふうなことでございます。

それからもう1点、資料としてはお示ししてございません。取扱注意ということで「モニターアンケート速報値」というものをお手元に配付させていただいております。これも前回ご紹介いたしました都政モニターアンケート、これは、年代別あるいは居住地別にバランスよく公募いたしました一般都民の方が500名いらっしゃるわけでございますけれども、この方々に対しまして行ったアンケートの結果でございます。まだ発表前でございますので、誠に恐縮でございますけれども、メールでもお送りしたところではございますけれども、このお取り扱いにつきましてはご注意くださいと存じます。

そこにごございますように、回収率としては95.8%でございます。例えば、その次のページにごございますように、これはなかなか聞き方が難しいところでもあるのですけれども、特に不安に思うことを三つまで挙げてくださいと言いましたところ、食品の安全性というようなものがやはり関心が高い、不安としては大きいというふうな傾向が見受けられます。それから、次のページでは、実際に被害に遭った、あるいは家族の方が遭ったという方が

27.8%いたということ。それから、その次は、では誰に相談するんですかということだと、やはり家族や親戚に相談していくといったようなところが大きく出てくる。それから、地域の区市町村の消費生活センターといったものの認知度。知っていたという方が61%。その次は、東京都の消費生活総合センター等について知っていたというのは36.7%でございます。それから、その次に、もう2ページほどいきますと、消費者教育として最も重要だと思えるものは何か。その次、消費者教育の中身としたらどんなものに興味がありますか。それから、東京都の方ムページの認知度等も聞いてございます。

何ページかおめくりいただきまして、やはり事務局にちょっとこれはというところでは、例えばクエスションの10ですけれども、東京都の消費生活に関する情報の提供についてはどうなのか。どちらかといえば不十分だ、あるいは不十分だという方々がちょっと多いのかなというふうなところ。それから、その次の次でしょうか、やはり情報提供。危険情報の早期提供でありますとか、そういったところが求められている。それから、東京都に対しては、やはり消費者被害の防止・救済という観点からは、悪質事業者の取り締まり強化を求めていくべきだといったような状況が見えているという結果になってございます。ただ、これはそれぞれの分野ごとに二つまでとか、三つまでというふうに聞いておりますけれども、そういった意味で、全体を捉えている考え方の総体的なイメージとしてはこういった傾向なのかなというところで、ご参考にさせていただければということでございます。この辺も当然踏まえた上で、先ほど申し上げました答申案の方を私ども事務局として作成してきたところでございます。

それから、最後に、後ほどまたご審議いただくわけでございますけれども、全体の構成についてももう一度ご説明させていただければと思いますが、今般、非常に大きく動いている中で、実務的な基本計画は、とにかく早く東京都の消費生活行政を総点検していく上で必要ではないかということで計画の柱立てを作る。それから、その柱立てに基づいて、本当に地に足のついた具体的な施策を展開していく。そして、それとともに、今動いている最中でございますので、何かしら動きが出てくれば、機動的に実効ある体制をとっていくというのを資料3の1枚目で申し上げております。その一環として、資料4につけております「提言」ということで、国の動きを踏まえた上での都に対する提言、こういう格好になっているということをもう一度ご説明させていただきながら、非常に雑駁ではございましたけれども、私の方からの説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

池本部会長 ありがとうございます。資料4の提言については、後ほど少し時間を残して中身をもう少し議論していくことにして、それでは、資料6やその他の資料も参考しながら、資料3と5、とりわけ3については、今日、皆さんからご意見をいただいて、24日にもう一度部会を予定させていただいていますが、そこで概ね確定し、30日には全体の審議会に提出しなければなりませんので、今日は章ごとにご意見をいただければと思います。概ね1時間弱の時間で、できるだけ多くの部分についてご意見をお願いしたいと思います。それでは、資料3で言いますと、最初の「答申にあたって」というところと第1章「基本的考え方」、このあたりでまずご質問、ご意見を含めて、ございましたらお願いします。

夷石委員 それでは、最初に。まず、前回までいきなり基本理念が入っておりまして、この基本計画を作るに当たっては、平成9年に作ったのが、その後作っていないから、社会状況が変わったので作りますよとしか受け取れなかった状況でしたけれども、今回、1ページに「答申にあたって」ということで入っていますけれども、私は、ここは基本計画の制定の意義を言っているのだと思いますので、「基本計画の制定にあたって」の方がいいのではないかと。「答申」だと、審議会の意見を言うに当たってのことですから、そうではなくて、基本計画を今なぜこの時期に改定しなくてはいけなかったかという意義を述べていますので、「制定にあたって」というタイトルの方が好ましいのではないかと考えています。

中身として細かいことを言いますと、これをなぜ入れてよかったかといいますと、今まで基本計画がなかったから今度作るとしか受け取れませんが、今まで作らなかったからではなくて、東京都は、最初に書いてありますように、消費生活条例を社会状況の変化とともに何回も改正して、確か7回ぐらい改正をして、それをもとに機動的に消費者政策を展開していたということであって、基本計画がなくても先駆的な取組をしていたといろいろなところから評価されているところですので、そういう意味で、最初に、こういう条例を改正して機動的に施策を展開してきたということによからうかと思えます。しかし、なぜ今、基本計画が必要であるかというのは、状況が変わってきたということで、最初から国が組織を改正して改革したので変えざるを得なくなったというのでは、ちょっと東京都としてはみっともなく、これは後ろの方に持ってきて、条例改正をして機動的にやってきたけれども、消費生活をめぐる状況においては、振込め詐欺や悪質商法による消費者被

害は増加し深刻であって、解決すべき課題が今まで以上にたくさん出てきたこと。そうした中で、国がこういう組織改正とか改革をしてきたし、いろいろな動向も注目しなくてはならない状況にあること。したがって、最初に基本計画の中身も、消費者被害をどうやって救済するのか、最近の消費者問題をどうやって抑制するのかということですので、それを最初に入れた方がいいのではないかと考えております。

そして、都はいろいろやってきたけれども、国が消費者の視点で政策改革するだけではなくて、地方自治体としてきちんとやるべきだということが次に書かれているのだと思いますけれども、それも国の政策とともに一緒に取り組むというのではなくて、国の改革も踏まえながら、新たな視点を導入して、これまで以上に透明性とか実効性を確保した消費者問題の施策が必要だからこそ、基本計画が必要だというふうに読めるふうに少し変えたらどうかと考えております。

それから、最後の方の「基本計画の改定にあたって」というのは、都政全般にわたっての消費者の視点の導入で総点検をするだけではなくて、原案ではそれだけでやるんだというふうに読めてしまいますけれども、区市町村とか、市場を構成する事業者・事業者団体、消費者や消費者団体などと連携するという新たな視点で今回の基本計画を設定して推進していくんだというふうに、幅広い視野で基本計画を改定することをもう少しわかりやすく、丁寧に入れていただければと考えております。

以上です。

池本部長 ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

後でまた必要に応じてここへ戻るということもありという前提で、少し先に進めましょうか。第2章、4ページから5ページの2ページ分で、まず現状に対する基本認識というところが提起されております。この部分について、記載指摘でよいかどうか、過不足がないかどうかという点についてはいかがでしょうか。

矢野委員 5ページのところの最初の「商品やサービスに関するさまざまな不安」という大きいテーマに関して、2行ほど説明の文書が出ていますが、ここはひたすら安全性のことが強調されておりまして、以下の5項目を受けた説明文であれば、もう少し膨らませて、不安の部分については、安全性だけではなくて、安定供給のことや地球環境のことも入っていますから、5項目を踏まえたもので膨らませていただきたいと思います。

池本部長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

細川委員 これは審議の概要じゃなくて、これそのものが本文ということですか。

大野副参事（調査担当） はい、そうです。

細川委員 今、一千何百万人の人口がいるか知りませんが、大規模な東京の市場の現状の分析にしては、余りにもちょっとこれではという感じが私はするんです。新しく計画を作るのであれば、やはり反省から始まるべきで、今までこういう施策をとってきたけれども、例えばこういう不安があるとか、消費者被害がある。では、どうすべきかというところで基本計画があるわけですから、たった2ページで言って、これにどういう意味があるのでしょうか。もう少しデータとか、そういうものから、こういうことでこういう施策をとったけれども、これはうまくいったとか、あるいは、これはうまくいかなかった。だから、こうすると次につながってくると私は理解しているのですけれども、消費生活のテキストの要約みたいな形で、東京の市場の現状に対する説明がこの2ページで済むような話なのかなと私は思うのですけれども。

池本部長 事務局からどうぞ。

大野副参事（調査担当） ただいまの細川委員のお話でございますけれども、今回の計画の性格ですけれども、先ほども少しご説明申しましたとおり、事業計画的な性格が色濃いのかなと。この計画というのは、どういう理念のもとに、どういう現状があって、しからばどういう施策を展開していくかという、私ども地方自治の実務からしますと、理屈の上ではそういうことになろうかと思っておりますけれども、やはり実際に各局、あるいは、ただいまお話がありました区市町村、あるいは、いろいろな事業者団体の方も含めて、実際、日々施策を展開しているところでございます。その日々展開している施策を、全庁的な視点から、消費者の視点に立って総点検をしていく。そして、そこに漏れがないか、あるいは実効性を確保しながらローリングをしていくということがこの計画の一番大事なことではないかというふうに考えております。

したがって、私どもとしては、つばさに現状を分析しながら、当然、いろいろな事業の背景になってございますところの消費生活上の問題というのは、現場として、消費生活総合センターはじめ、取引の現場等であるわけでございますけれども、そこで具体的に、例えばどんな相談があって、あるいは、どんな事業者があってというふうなことで、100%それに基づいてどういうふうに事業を組み立てていくかというよりも、やはりいろいろな問題があるという中で、本当に今取り組まなければならない論点は何なのかというふうな

ことを幅広く、1,200万都民の方の中での問題として取り上げていく。それで、やはりここはわかりやすい形で、今申しましたいろいろな実際的な事業を進めていく上での基本的な認識ということで位置づけさせていただいている考えでございます、具体的に申しますと、高齢者に対する消費者被害というものが、現在、これは私どもとしては非常に問題になっているのではないかとこのように基本的に認識しております。1件当たりの相談にあられる契約金額も、19年度ですと392万円というふうな平均額、それからデータもございます。それから、日々、架空請求、不当請求。架空請求等については、17、18年度以降、少し落ちついてきている。件数的にはそういうような状況もありますけれども、また新たな問題も出てきている。それも全部つぶさに網羅的に分析した上でやっていくというよりは、本当に今、都民の方にとって何が問題なのかという視点を、見たときにパッとわかるような、そういった示し方というものをむしろ狙っているというのが正直なところでございます。

安全・安心についても、具体的な話というのは、それこそ世界に冠たる大消費地でありますから、ありとあらゆる問題が当然生じてきているわけでありまして、それを体系的に分析した上で、では全部それに従った事業を組み立てていくというよりは、繰り返になりますけれども、日々本当に心配な、あるいは大きな緊急的に取り組むべき、そういった実際に日々事業をしていく立場から、逆に、どういう不安なり、あるいは問題点があるのかということ、ポイントを絞ってここにむしろ挙げた方が、実際的な計画を推進していくという計画としてはふさわしいのかなという考え方のもとに組み立てているというふうなことでございます。

夷石委員 細川委員の意見を受けて、今、大野副参事がおっしゃったんですけど、外部の人から、東京都はこういう現状があって何をしていたのかと。そして、これからそれ以上に何をやるべきなのかというのが、この基本計画では見えないと思うんです。それを踏まえて細川委員がおっしゃったのではなからうかと思うのです。ですから、例えば第2章で「消費生活の現状に関する基本認識」のところに書かれていることなどは、東京都だけでなく、どこのセンターでも、どこの県でも、こういう問題を同じように抱えており、現状をただ羅列して、今こういう問題が多く出ていて、こういう状況がありますと書いていただけでありますので、ここに、例えば高齢者被害に対しては、東京都としては見守り支援のいろいろな展開をしていますよね。それから、架空請求に対しては、銀行へ口座封



鎖を率先的にやったりしておりますね。ですけれども、なぜ今のままではだめなのか。次の展開として何が必要なのか。そういう問題が、今はこういう現状までやってきている。だけど、それだけではだめなんだと。つまり、基本計画を立てて、もっといろいろなところを巻き込んで、いろいろ施策を展開しないといけないんだということを明確に示す必要があると思います。せっかく今まで東京都が先駆的にいろいろな施策を展開していますので、すけれども、それだけではなく。もっと透明性を確保して、みんなにこういう施策があることも知ってもらいながら、次に何をどういうふうに行っていくべきなのかを新しく計画として入れなくてはいけないのかというのが見える形にもう少し盛り込まれると、今おっしゃっていたように、東京都として、現状を踏まえて、新たにどういう計画が必要かが次の課題に結びついて見えてくるのではないかと思います。今までの施策の分析と問題点とかを、つまりよかったところも悪いところももう少し書き込まれるといいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

池本部長 今のお2人の意見について私見を少し申し上げたいと思うのですが、例えば審議会が東京都に対して、現状はこういう実情で、今の施策では不十分だから、もっとこれをやれという意見書なり報告書を出すときには、現状認識や現在の施策の不十分な点をまさに論証的に詳しく書くというこの部分が大事になってきて、後ろはいわば提言的なことになると思うのですが、この基本計画は今ここでは審議していますけれども、むしろ東京都がこれから5年間で自らやりますと言っている中身で、もっとこれも入れてくれ、あれも入れてくれという話なので、その意味では、第3章以下の具体的なところへ、あれが足りない、これが足りない、これも入れてくれというところが一番大事になると思うのです。その意味で、東京都自身が一定の現状認識、現在不十分なところを踏まえて何をしようとしているのかという後ろが本論で、ここは、それほど論証的にあれもこれも盛り込んでいなくてもいいのではないかとというのがまず率直な感想です。

そうは言っても、確かに、お2人も言われるように、例えば4ページの悪質商法等被害のところの括りのボリュームに比べると、5ページが商品や食の安全の話、表示の話、供給の話、地球環境がこれだけのページでは、確かにちょっと心細いなという気はします。だから、その意味では、基本計画というものだから必ずしも論証的に全部を詰め込む必要はないという中で、もう少し全体のバランスを調整していただければいいのかなと。その際に、今お2人から指摘されたような点も考慮しつつ、可能な範囲で盛り込んでいただけ

ればというふうな感想を持っています。

長田委員 今の細川委員や夷石委員がおっしゃいましたところを、もとに戻って恐縮ですが、「答申にあたって」のところの最初のところに、やはり少し違和感があるのは、いろいろやってきましたと言うわりには不安がたくさん並んでいるというところになると思いますので、いろいろやってきたけれども、やはり現状はこうだということをちゃんと書いておいて、検証してどうのこうのではなくて、数行でいいと思いますけれども、やはり改定しなければいけない、より積極的にやらなければいけない状況だということをきちんとここで認めた上で、現状の基本認識はこういうことだという2ページでまとめたというふうに読んでいけば基本計画としてはいいのかなと思いますが、前を少し書き足していただければいいんじゃないでしょうか。

橋本委員 いろいろご議論が出ているのですが、この全体の私なりの受けとめ方として申し上げますと、いろいろな問題意識、課題を、基本的に東京都としてこういう課題があるということを明確に打ち出す。そこでメインは、部会長が言われたように、具体的な施策を幾つかずっと並べていますけれども、これをいかに検証してこの審議会でやっていくか。それを明確に打ち出したということで、来年度、そのチェック等々、これが一番大きい話かなと思っているんですよね。問題は確かにいろいろありますし、東京都の過去のやり方もいろいろあったんでしょうけれども、それを検証していくよりは、今現時点でこういう問題意識を確実に持っているんだと。そのために、幾つかのものを具体的な施策としてパッケージしていますということであれば、それをできるだけコンパクトな形でわかりやすく、わかりやすくというのは、説明よりもコンパクトな形で打ち出した方が、より明確にメッセージが伝わるのかなと、そんな気がちょっとしています。

池本部会長 ありがとうございます。またこのあたりに議論の流れの中で戻ることも可能という前提で、時間もありますので、第3章に移っていきたいと思います。

夷石委員 一つ。計画の実効性確保のところですが、パブコメの中にも出てきているのですが、審議会に毎年度かけて施策の点検を行って、評価して、また新たな改定まで持っていくということは(1)のところに書いてあるのですが、私は、その過程において、広く都民から意見を募集して、都民からの意見収集を図るべきだと思っておりますので、つけ加えるだけで結構ですが、審議会での中間報告とか、審議過程においてパブコメを募集して広く都民からの意見を収集し、それらを踏まえて点検をやってい

くというふうなことを書き加えていただければと思っております。パブコメの中でも、やはり審議会の委員しか点検ができない、意見が述べられないというのではない方がよいとか、意見を述べたいというような意見が生協の方からも出ていたような気がしますので、それも入れられたらどうかと思っております。

池本部会長 今回の点は、3ページの着実な推進・検証あたりのところについてのご意見ということですか。

夷石委員 はい。

池本部会長 そのあたりも最終的な取り扱いを含めて、また後でご意見があればということにして、第3章へ入っていきたいと思います。第3章の中では、まず総論的な方向性で1ページ半あって、政策課題が5分野あります。できれば、それ全体を一つ一つやって、11時半前後をめどに何とかまず全体を確認していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

6ページから7ページの全体像を書き出している点、これはいかがでしょうか。ここは中身というよりは整理の仕方だけですが、ここはよろしいでしょうか。

夷石委員 済みません、1人で意見ばかり言って。まず、「政策課題と施策の方向」と書いてありまして、方向が出ていない。前にもらった原案では方向が書いてあったのですが、これだと課題があるから、五つの課題でやっていけばいいという、それも、課題は目次を列記したみたいなもので終わってしまっておりますね。以前、課題、施策の方向性が書かれていたと思うんです。結果的には、最初の「答申にあたって」とダブるような形ですがけれども、そこをもっと丁寧に、なぜ今、基本計画を作成するにおいて、どのような課題が生じてきているのかということは相談分析などから抽出し、都は課題についてどういうふうな視点でこれから施策を具体的にやっていくのかというようなことが以前のペーパーではあったのですがけれども、それはもう少し精査すべきところはあるのですが、そのようなことを最初に書かないと、今回の提案のものについては方向性が何も出ていないのではないかと思っております。

池本部会長 ちょっと今のご発言についてよろしいですか。例えば8ページで、政策課題1の中へ、例えば(1-1)とか、その後(1-2)という個別の各論に入る前提に4フレーズ出ていますね。これに当たるものをおっしゃっているんじゃないでしょうか。

夷石委員 以前もらったものが送られてきましたね。それには方向性が書いてあったん

ですよね。前のと比べて言っているんですけども。

池本部長 むしろ事務局から、その書きぶりの修正をされたということについて、何かコメントございますでしょうか。

長田委員 括弧書きで方向性を示すのと一緒にしてしまっていることじゃなくて、文章で書いてあるということですか。

夷石委員 前のは文章で1ページにわたってあったんです。

池本部長 体系図のお話ですか。

夷石委員 まず、これまでは国は産業育成とか、そういう視点で行政は遂行し、消費者政策は間接的・派生的な分野として捉えがちであったけれども、これからは消費者視点でやっていかなければいけないとか、そして、国の動きも書いてありますし。

池本部長 提言との書き分けの問題ではないでしょうか。

夷石委員 あと、最後の、これから第1にどういう施策について、どういう視点でやっていくのかというのを1、2、3というふうに書かれていたんですけども。

池本部長 その辺を踏まえて、事務局から。これは提言と施策の書き分けの問題もあるのかなというふうに思うのですが、そこをどういうふうになさっているか。

大野副参事（調査担当） 恐縮です。委員がおっしゃっているのは、素案の段階でお示ししたときの書きぶりですね。

夷石委員 そうです。

大野副参事（調査担当） ちょっと確認して、後ほど委員の真意をもう一回確認させていただければと思います。時間の関係もございますので。

池本部長 ちなみに、今ご指摘になったようなフレーズというのは、資料4の提言のところである程度書き込んであるんですね。だから、その二つを仕分けるところに文章の書きぶりの違いが出てきているのかなというような感想を持って聞いていたのですが、いずれにしても、後で確認をしていただくことにしましょう。

政策課題1、8ページから10ページまで、ここは各論部分を含めて、これで過不足ないかどうか、ご意見をお願いします。

橋本委員 この部分で、政策課題4で、今回追加されたというところですが、17ページ、政策課題（4-5）で「食に関する持続可能な消費生活」というのが今回つけ加えられていますよね。一つだけ、先ほどから見て疑問に思ったのですが、この「食に関する持続可

能な消費生活」というタイトルが何を示しているのか、タイトルを見ただけではちょっとわからない感じがしますので、もうちょっと明確に、下に書いてあるのは、結果的には教育を推進するとか、そういったことですが、大事だという問題意識を強く示すということで、置かれることに対しては何もないのですけれども、タイトルが「食に関する持続可能な消費生活」、これは見た感じではちょっとわかりづらい表現じゃないかという気が強くします。

それともう1点、追加された部分で、一番最後の19ページの「資源エネルギー等の価格変動に対する対応」ということで、「商品やサービスの価格の動向を注視する」という形で簡単に書いてありますけれども、ここの部分というのは非常に大事な問題で、たしか前回もご指摘があったと思うのですが、この基本計画の中にこの項目を入れ込んで、具体的な施策がこういうことであるのであれば、項目として落とし込む必要がどこまであるのかという疑問はちょっとございます。その今回新しく追加された2点について、ちょっと違和感がありましたので。

池本部会長 今指摘された中の「持続可能な消費生活」ということの関係で、私も前後したところで先ほど気づいて申し上げなかった点を1個申し上げます。6ページで見ていただいた方がいいのですが、例えば政策課題1とか2は「救済を図る」、「排除する」というふうに、要するに都は何々するという隠れた主語があるのですが、例えば政策課題3は、「安心して購入・使用できる」という、消費者が使用できるとちょっと主語がズレている。むしろ「購入・使用における安心・安全を確保する」とか、要するに都が何をするかという主語になっていなければいけないのではないかと。恐らくそれと同じことが政策課題(4-5)のところも「持続可能な消費生活」というふうに言って、都が何をするのかという主語になっていないというのが違和感を感じられた一つなのかなというふうに思っています。

済みません、ちょっと私が口をさしはさみましたが、他に。特に政策課題1の8ページ、9ページ、10ページあたりで何か過不足がないかどうか。なければ、また次の政策課題2というふうに、だんだん各論的に絞って、一通り目を通していただきたいと思いますが、とりわけ8、9、10ページあたりでいかがでしょう。

圓山委員 9ページに相談情報システムの整備のところが出ておりますけれども、これはどんどん整備すべきだと思いますが、一つ、細かな話でわからないんですけれども、1

行目の「支援情報として活用するとともに」の「支援情報」というのはどういう意味をなしているのかというのを伺いたしたいと思います。

大野副参事（調査担当） 恐れ入ります、9ページの支援情報というのは。

圓山委員 相談情報システムの整備の1行目の、メコニスの情報を分析して支援情報として活用すると。

大野副参事（調査担当） これは具体的な事業の中身でございますので、消費生活総合センターの方でお答え申し上げます。

圓山委員 誰を支援するのかよくわからないということです。

各務相談課長（消費生活総合センター） 基本的には、ご存じのとおり、相談情報システムについては、都民の方がご覧いただけるものではございませんので、まず一つは、それぞれの相談窓口で相談業務の支援として活用するということが一つございます。

二つ目としましては、今度は規制部門、あるいは安全部門の都の本庁の部門のところで各施策を展開していくに当たって活用していく。そういった相談窓口と、それから規制業務について施策を支援していくという意味合いでございます。

圓山委員 わかりました。相談業務のノウハウにもなるし、法執行のための基礎データにもなるというお話だと思いますし、それは大変重要なことだと思います。ただ、そういう意味がこの4文字からはちょっとわかりにくいので、出すのが差し支えがあれば漠然としてあれですけれども、そうでなければ、今のような点をアピールしていった方がいいんじゃないかとは思いますが。

池本部会長 ありがとうございます。他に。

矢野委員 9から10にかけてですけれども、消費者被害救済委員会の活用のところですが、救済委員会の役割としては、都民の消費生活に広く影響する紛争に関するという、そのことに対応しているわけですが、救済委員会のところで、報告書の中に提言が盛り込まれることが間々あります。その提言は、むしろ10ページの最初の行に書いてあります、同一又は同種の原因による被害が発生しないような新たな仕組みづくりにつながるものだと思いますが、ここでは広く都民、関係機関等に事件の概要等を周知するという限りになっていますが、次の政策課題2とも関連するのですが、せっかくの提言を、被害の拡大防止の新たな仕組みづくりとか、先般行われた条例改正とか、そういったものにより結びつけるような働きも積極的に行われることが今後は重要かなと思いますので、そのあたりを少

し言及していただければと思います。

池本部長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

夷石委員 今、9ページの圓山委員がおっしゃっていた相談情報の活用の問題については、9ページの下の相談体制の充実のところ、相談にあらわれたさまざまな問題点等というところに書かれて、これが事業者指導とか、それから、いろいろな施策、条例改正などに結びつけるんだということだと思うのですけれども、あと消費者啓発にもつながると思うのですけれども、その辺が見える形で、つまり、相談情報がセンサー機能として活用されているというのを、どこか最初の方の救済を図るところかどこかにまとめて書かれるといいのかなと思っております。

それから、いろいろな相談情報を各区市町村などの相談処理にも活用すること、都のセンターは専門グループ制をとっていて、いろいろな会合等を通じたり、個々に相談があったときに活用されていると思っているのですけれども、私は、ここの施策の中にきちんと入れた方がいいのは、マニュアルの作成を入れられたらどうかと思っています。数年前、審議会の提言を受けて相談マニュアルをつくられていますけれども、法改正が甚だしいというか、かなりあるわけで、特に今回は特商法とか割販法の大規模な改革がありますので、相談マニュアルをつくり変える必要があるかなと思っておりまして、具体的に入れ込まないと予算措置などがとれないのではないかと懸念しますので、一つ入れられたらどうかということであります。

それともう一つ、法改正の動きとともに、16ページにあります消費者教育の推進のところに「ビデオソフトの作製等を行う」と簡単に書いてありますが、これはかなり予算を使うことになると思います。新たな法改正などへの対応、それから消費者重視の政策の転換、様々な食の表示の問題も起きておりますし、環境問題についても、新しいビデオが必要であると考えます。また、実際にはなく、従前のものも不足のものがある現状でありまして、その充実は非常に求めたいところがありますので、予算措置をして実効性を確保するためにも、もう少し一つの項目を立てて、ビデオソフト作製・購入等の充実強化を図るなどを入れ込まれたらどうかと思っています。

池本部長 ありがとうございます。できれば、政策課題1はとりあえず以上として、政策課題2、11ページですが、このあたりではいかがでしょうか。ここはよろしいですか。必要に応じて、またどんどん前に戻ったり、先に関連して発言していただくことは一向に

構いませんので。よろしいですか。

夷石委員 11ページの具体的な施策の悪質商法に対する取り締まりの強化のところの下の方に、悪質な事業者に対してコンプライアンス経営を促進するように努めるというようなことが書いてあるのですが、悪質業者で、取り締まる過程において、そういう指導をしていくというのはわかるのですが、それとは別に、やはり一つの項立てとして、コンプライアンス経営の促進をする施策を何か入れられないかなと思っています。これは、やはり不適正な事業行為やコンプライアンスを制定しなかったり、消費者志向をとらえた対応をしない業者が市場で営業活動することによって、市場の自由・公正な環境を乱し、適正な事業行為をしている事業者にとっても排除すべき問題ですので、こういうのは、例えば大阪府などは、モデルのコンプライアンスの自主行動基準を作って提供して、中小企業の人たちにそれを使わせるというような施策を展開しています。大阪と同じようなことをやれと言っているわけではないのですが、中小企業の人たちがなかなかコンプライアンスの自主行動基準を作ってやれないというようなときに、労働経済局などと協議をして、促進する新たな施策が入れられないか、今から検討するのは厳しいのであれば、何かそういう促進の事業が確保できるようでしたら、入れたらどうかと思っています。

池本部会長 ありがとうございます。他に、このページではよろしいですか。

圓山委員 11ページの悪質事業者に対する取り締まり強化というところの書きぶりというか、書き方のことですが、後ろについています別紙の施策の一覧表を見ていきますと、資料5の別紙のところの6ページから7ページにかけてが政策課題2の(2-1)の「適正な指導・取締り」というところで施策が列記されているということになりまして、ここには計量とか、貸金とか、旅行とか、宅建とか、建設というふうな、都庁の中の他の部局の取り締まりというところがせっかく出ているわけですので、戻りまして、答申案の11ページのところにも、都庁の中の各局と協力してとか、連携してというふうな形で、消費生活の部局からも、そのあたりの苦情相談なり、トラブルなりというふうな情報をもとにして各局にも働きかけていって、各局で取り締まりを強化してもらえというふうな、何となくそういうイメージがうかがえるようなところを少し書きぶりの追加をお願いできればと思います。

池本部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

また必要に応じて戻ってくることも含めて、では、その次。12ページ以下の政策課題3、



商品やサービスの安心・安全という部分、14ページまで、この範囲ではいかがでしょうか。

矢野委員 13ページの(3-2)に関してですが、「地域における生活必需品の確保」、この部分は先ほどの5ページにあります「商品やサービスに関するさまざまな不安」の(4)を受けてのことだと思いますが、5ページのところでは、この間論議してきました世界の情勢的な食料の安定的な供給に対する不安を、地域でどういうふうに安定供給していくかという視点で捉えられてはいるのですが、13ページのところで、具体的な施策とも関連しまして、ちょっと施策が貧困かなというふうに受けとめています。この間の各部局のヒアリングの結果に基づいて既に施策が計画化されているものを捉えてのつなげ方だとは思いますが、前回のところでも論議しました食の不安、安定供給や価格に対してもそうですが、そういったものに対する生活必需品の確保という点では、もう少し改めて産業労働局に、現状においてどういう施策を盛り込んでいくのかを再度問い合わせをしていただいても、現状に見合った、先ほどの認識に基づいた施策を入れ込んでほしいなと思っています。

池本部長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

夷石委員 具体的施策の7ページのところに、賃貸住宅に関わるトラブルの未然防止のガイドラインのことが書いてあるのですけれども、こちらの施策の資料3の方では、15ページの「『自ら考え行動する』消費者になるよう支援する」の方に移ってきているということのようでも、この辺はどちらにどういうふうに入れるのか。具体的施策と、こちらの答申の本体の方とは整合性をきちんと合わされた方がいいということが一つです。他もあるかもしれませんが、今、そこは気がつきました。

その中の一番気になるところで、今日は都市整備局の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、このガイドラインは今、内容の改正をしてもらいたい部分でありまして、周知徹底を図るだけでは足りないと思っています。というのは、消費者契約法の判例で、原状回復等については、都のガイドラインの内容ではなくて、つまり約款にいかなることが条文に書かれていても、原状回復義務は通常の使用状況であれば消費者には負担することがないという敷金の返還の判例がたくさん出ておりまして、国土交通省のガイドラインはそうなっているのですけれども、東京都のガイドラインはそうないということです。消費者団体とか専門家の方からかなり批判を受けております。以前つくられたときに、途中から消費者問題の専門家に入ってもらってつくられたということのようすけれ

ども、今度は最初から、社会状況も変わってきておりますので、これはつくり変えていただきたいということで、ここに入れた方がいいのか、最初の方に入れた方がいいかも踏まえてご検討いただければと思っております。

池本部長 他にいかがでしょう。

大野副参事（調査担当） ちょっと事務局の方からご説明を補足させていただきたいと存じます。

まず、ただいまの住宅のリフォームの関係でございますけれども、後ろの方の事業につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、現在、今年度はもう事業が走っておりますけれども、例えば来年度の予算ですとか、人員ですとか、そういったものを詰めた上で実施していく個別の事業についてということでございます。その辺も調整をしながら、全体の基本計画の策定の中で調整をしていくという方向でまず考えさせていただきたいというのが1点でございます。

その上ででございますけれども、例えばということでございますけれども、資料5の7ページをご覧いただきたいと思いますが、資料5の7ページ、「住宅リフォーム事業者行動基準の普及等」というところが上から三つ目の事業の中身としてございます。それから、大変恐れ入ります。同じ資料5の18ページをご覧いただきたいと思いますが、18ページでございますと、「住宅リフォームガイドの作成等」というのが上から二つ目としてございます。この辺は具体的な個別の各局の事業になるわけでございますが、ただいま申しました7ページの方では、「事業者の行動基準の普及等」という、この事業の中のこの部分に着目いたしまして、悪質事業者に対する指導・取り締まりという中に含めた。それで、18ページの方は、このガイドライン、それからリフォーム全般に対するアドバイスを行うといったところも含めて考えますと、これは、こちらの方も役立つ情報の提供の方になる。再掲とか、この辺も入れながらというふうなことでございますので、この辺も含めまして、具体的には計画の策定までに調整を図っていく。この辺の具体的な施策の運用については、また次年度以降、進行管理の中でご意見をいただくというようなことが一つございます。

同じようなことは、先ほど矢野委員の方からご指摘がございました（3-2）の「地域における生活必需品の確保」ということでございますけれども、これはあくまでも不安という中で、それを受けてというよりは、先ほどどなたかからお話ございましたように、現状を主要な認識としてはっきり明確に打ち出していく一つの不安としての現状の基本認

識と、それから、実際に(3-2)というふうな柱立てをした上で、では、それに当てはまる具体的な事業はどういったものが実際に各部局の方の事業としてあるかということで、今度はまた、そういった視点も含めて盛り込んでいくわけございまして、そういたしますと、今度は具体的な施策の構成になってまいりますので、その辺も、ただいま申しました基本計画策定までには何らかの調整をしつつ、あるいは、場合によっては次年度以降のこういった柱立ての中でどういったことが可能になるのか検討していくというふうな位置づけになろうかと思っておりますので、その辺もできましたらご理解を賜りたいというふうに思っています。

それと併せて、誠に恐縮でございますが、例えば、先ほど夷石委員からございましたビデオソフトの作成は、今、需要が大変高いというふうなご趣旨のご意見をちょうだいいたしましたけれども、項目の柱立ての中で、どういう具体的な事業があるのか。そのまた具体的なご説明として、その辺の、例えばここに丸で出して打ち出すのか、それとも中身で出すのかというのは、予算の規模とか、そういったものの重みとか、そういったことと直接の関係はございませんので、例えば(4-2)の消費者教育・啓発の中で、具体的な事業としてこういうことがあります。その中で、こういった内容の事業を展開していきますというふうな説明ということで、基本計画としてはご理解をいただきたいということをやっと補足的にご説明させていただきました。恐縮でございますが、お願いいたします。

池本部会長 ありがとうございます。さて、他にいかがでしょうか。

長田委員 12ページの「安全な商品とサービス」というところで、東京都ではいろいろな危害情報を収集した上で、研究をして提言などなさっているのですが、それが国の動きに変化を与えている、非常に重要な役割を果たしていらっしゃると思っておりますので、どこに書くかですけれども、事業者への指導強化、業界団体への要望や消費者への的確な注意喚起を行うというのが二つ目の丸に書いてありますけれども、それとともに、現実に行っていると思っておりますが、国へ提言なり何なりしていらっしゃると思っておりますが、それを書き加えておいていただいた方がいいんじゃないかと思っております。

池本部会長 ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

夷石委員 見せ方の部分で、私たちだけではなくて、都民に提示したときなども、わかりやすくされた方がいいかと思っておりますので、その辺はご検討いただくことでお願いしたい

と思いますけれども、まず、資料5のところの所轄部局というところで、それぞれの具体的な施策について、主たる所轄する部署だけを書いていらっしゃるわけですが、私は、今回の答申をずっと見ておりますと、要するに生活文化スポーツ局が中心になって、消費生活に関わるものを各部署と協議をされて施策を洗い出して、これからこういう形を進めていくということをせっかくなさって、これはすばらしいものをつくられたとっているのですが、この政策を推進するに当たっては、それぞれの事業に対して、主に所轄するところの部署だけを書くのではなくて、この事業に対しては、こういうところと協議しながらやるんだということが見えるようにすべきと思うんです。やはりそういうところといろいろ横断的に一つの部署だけが担当してやるのではなくて、この事業については、こことここと連携してやるんだというようなことが、このそれぞれの所管を書いた下に括弧書きでもいいので書いていただくと、横断的に消費者政策が展開するんだなというのがわかるのではないかと思います。

その際は、ぜひ都の内部だけの部署を書くのではなくて、例えば相談情報システムの整備などにおいては、国の国民生活センターなどとも連携されるでしょうし、区市町村とも連携を図らないといけないので、その辺も入れてほしいと思いますし、消費者被害防止の啓発についても、区市町村とか、警視庁とか、消費者団体とか、そういうところとも連携してやるというような形で、可能な限りで結構ですから、先ほどの住宅のガイドラインなども、都市整備局だけで作るのではなくて、消費生活センターの情報も参考にさせていただきながらやっていただくということになると思いますので、生活文化スポーツ局とも一緒にやるんだというように、それぞれの事業で連携する部署を可能な限り、括弧書きで結構ですので書いていただくと、都の施策はこういうところと連携してこの事業はやっていくんだというのが見えるというふうに思いますけれども、できましたらそうしてほしいと思っています。本来ですと、この事業は何年までに実行するとか、そういうことまで今までのこの部会では入れてはどうかという意見が出ておりましたので、本当は入れてほしいところではありますけれども、短期間での検討や、予算的にどうなるかということもあると思いますので、その部分は、この答申の段階では無理だということはおわかりですので、せめて、どういうところと連携して、それも官民一体で取り組むということが見える形で書いていただければと思っています。

池本部会長　そういうご意見ですが、他に。

もう時間もあれですから、政策課題5の18ページ、19ページの部分でご意見がありますれば、その部分に絞って。

長田委員 ご指摘のところではないのですが、17ページの(4-5)の「食に関する持続可能な消費生活」の中の具体的な施策の例の二つ目、消費者月間事業の実施ですが、堅いことを言うようで恐縮ですが、消費者月間事業で何をやるかというのは、消費者月間実行委員会で決定するもので、ここにこういうふう書き込んでしまう方がいいのかどうか。結果的には、みんなも賛同してやることになるかもしれませんが、仕組みとしてはちょっと違和感があって、東京都が、ここは予算をつけますからうちでやりますというご意思なのかかもしれませんが、そうだとしたら、月間実行委員会でそういう了承が得られているということであれば、それは構わないと思いますけれども、先に書いてあるのはちょっと変かなと思いました。

池本部長 他にいかがでしょうか。

先ほど橋本委員からご指摘があった19ページの(5-4)のところについて、これは書きぶりの問題よりは、ここの位置づけ自体についてのご指摘だったと思うので、それは私、もう一つよくわからなかったのですが、もし補足があればお願いできますか。

橋本委員 この項目について、非常に関心のある問題だというのはわかるのですが、別に落とせという主張でもないんですけれども、他の位置づけのものと、これは何となく緊急対策みたいな部分が非常に強いので、並びとして合うのかなとちょっと疑問があったものですから、皆さんはどういった感じでこの辺を捉えていらっしゃるのか、逆にお伺いしたいなという感じがあったんです。

池本部長 非常に緊急対策的な課題が、消費者の意見や考えを事業者に生かすという、この課題の位置づけの中にあるという、位置づけの違和感という感じですか。

橋本委員 そうですね。強いあれじゃないんですけれども。

池本部長 そうですね。確かに、課題3は安心・安全の購入というむしろ価格という形になってくるし、そのあたりは事務局でもご検討いただくことにして、他に政策課題5の18、19ページ部分ではいかがでしょうか。

圓山委員 今、橋本委員がご指摘されたのとちょっと関連するのですが、新しく課題として挙げられた持続可能な消費生活と、今の資源エネルギーへの価格変動のところですが、関心の高い大きなテーマを項目に挙げてあるわけですが、どうも具

体的な施策の例としては少ないと率直に思います。これは基本のご質問ですが、テーマというか、枠を新設というか、設けることによって、例えば今後検証するなり何なりで、来年度また別の事業なり、この枠の中の別の施策とか事業などが出てくると、また増えていくというふうな意味なのかどうか。そうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

清宮消費生活部長 今回の基本計画全体のつくりがそうですが、施策の方向ということ掲げることによって、これからの5年間、行政に対する施策の方向性が明確になるわけですので、現在の消費生活というのは日々かなり動いていきますね。そうしますと、施策の方向性を明確にすることによりまして、各局の事業についても、来年、再来年、必要なものについては新たに具体的な施策として出てくる可能性はあると思います。そういう意味で、ちょっと名称がよろしくないかというご指摘がございましたが、「食に関する持続可能な消費生活」と、それから「価格変動に対する対応」というのは、現在の状況を踏まえた中では、施策の方向性としては、何とか記しておきたいというのが私どもの思いであります。したがって、具体的な施策と少しのギャップがあるというご指摘はあると思いますが、現在、特に約束ができるものをまた書かなければいけないというのもございますので、施策の方向性だけはしっかりと入れておきたいというものです。

それから、ついででございますが、橋本先生の「持続可能な消費生活」というのは確かにわかりにくいとは思いますが、なかなかいい表現、自給率を上げるとか下げるとか、それを明快に言える方向性ともまた違いますので、消費者の方が持続可能な社会を作るのだということ、消費者も事業者も選択の中で考えていただくというのが現在の状況なのかなということで、こういうタイトルにしてみました。以上です。

池本部会長 ありがとうございます。

済みません、議論し出すともっともっと出てくると思うのですが、次回がございますので、次回に向けてまたさらに精査していただくという前提で、もう一つの、先ほど積み残しておいた課題、資料4の提言について、まず事務局からご説明をいただいて、またご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

小野副参事（調査担当） では、事務局からご説明申し上げます。恐縮でございますが、資料4の中ほどをお開きいただきたいと思います。

「国の消費者行政一元化の取組を踏まえた都消費生活行政に対する提言」ということで

ございます。これは、現在の表記で言いますと、一番最初の「答申にあたって」というところの最後のところに出てくるものにつながってまいりまして、国での動きを踏まえて、今回、より高い見地から、この計画だけでなく、東京都に対する提言と申しますが、そういった形になるのかどうかということも含めてご議論いただくことになろうかと思いますが、中身といたしましては、まず、東京都は消費者行政を総合的に進めてきた。これは、先ほど来の趣旨と一致するところでございますが、その中で、国は、6月27日、これは消費者行政推進基本計画ということで閣議決定された中身でございますけれども、そこからそのまま引っ張ってきたものでございますけれども、消費者保護というものが全面に打ち出されてきた。正面に位置づけられた。それから、霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく、地域の現場で消費者・国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていくことが必要だと。それからまた、国民が主役の社会へと展開していくことは、この一、二年の間に飛躍的に充実したために思い切った取組が必要であるというふうに、国の構想としては思い切った表現がそれこそなされているところでございます。

こういった動きを踏まえまして、東京都としては、然らばどういうふうな期待が出てくるのかということでございますが、消費者行政というものは、特に大都市・大消費地において差し迫ったいろいろな問題があるわけでございますけれども、具体的に申しますと、都道府県の消費生活センターが非常に中核的な役割をこれまでも果たしてきたわけでございます。特に、多発する最近の消費者被害に対しては、行政型ADRとして、準司法的な機能を持ちながら、かつての生活上のいろいろな相談ごとというのから大分様変わりしてきていまして、本当に経済的な権利の回復といったような機能を持つようになってきている。それが現実面では地方における消費者行政の大きな部分を占めているわけでありまして、けれども、その中で、国が打ち出した消費者・生活者の視点に立つ行政への転換というものが、国の方も地方の方も一体的になって捉えているわけでありまして、真価を発揮するには、都道府県、とりわけ東京都が消費生活総合センターを思い切って強化していく。それを先導的に進めていくということが何より重要になってくるのではないかとということでございます。

それと併せまして、先ほど来ちょっと問題になっておりますけれども、やはり近年の食の安全であるとか、あるいは悪質な取引による消費者被害の深刻化、要は、この辺の分析

ということではなくて、差し迫っていることは認識としては非常にあるわけございまして、そういったものが従来の枠組みの中では対応に限界が出てきている。だからこそ、被害がこれだけまた広がってきているということで、さらに、地域の現場での消費者利益の擁護・増進を図るには、国と一体となった制度設計が不可欠であろうということで、そういった観点から、悪質な事業者を排除していくなど、安全・安心で良質な市場の実現、これは国の方の提言にあるわけでございますけれども、そのためにまさに必要となる制度についても、都は従来の延長線上にとどまらない大胆な制度の見直しなども含めて、積極的に国に働きかけていく必要があるのではないかとということでございました。

先ほどちょっと議論になりましたけれども、どこが足りなかったのかというふうなところ、そういった視点もあろうかと思えますけれども、やはり現実の問題といたしまして、東京都は言ってみればトップランナーと言ってもいいと思えますけれども、そういった中で、消費生活総合センターが行政型ADR等というふうな形で積極的に救済を図りつつ、また一方、悪質事業者についても、非常に積極的に指導・取締りに当たってきている。でも、やはり生じてきているというのが基本的な私どもとしての現場サイドからの認識でございまして、そういったものからすれば、やはり国に対しても、もっともっと思切った提言をしていく必要がある。それは、まさに今回の国の動きとも軌を一にしている。国もそのような問題意識を持っているのではないかとというふうに捉えられるわけございまして、その辺も含めて、国に対して積極的に働きかけるということでございます。

それから、恐縮でございますが、2ページ目をおめぐりいただきまして、有用な情報を収集し提供していくということでございますが、国は、消費者庁が一元的に情報につきましては集約・分析をして、司令塔として迅速に対応方針を決定していくというふうなことを打ち出しております。一方、消費生活に関する行政、その中での情報というのはどうということかという、消費生活問題というのは、日々、消費者が生活する地域において、日常的、個別的に発生している。それぞれの事案に即して、一番現場に近いところで責任を持って解決していくということがやはり基本ではないか。その際、いろいろな消費生活上の情報が、本当に必要としている人たちに必要としている情報が的確に届くような、そういう取組が重要になってくるのではないか。それが本当にどういうふうな役に立っていくのかということ、そういう視点から情報というものをきちんと取り扱っていくことが必要ではないかということ、国や私ども東京都も含めて、そういった認識を提示しつつ、



適切に取り組んでいくことが求められるというふうなことが言えるのではないかということ、今回、国の動きを踏まえながら考えられるところでございます。

こういったことに基づきまして、以下、四角で三つお示ししてございますけれども、具体的に提言といたしまして、都消費生活総合センターを思い切って強化する。都は、消費者問題の最前線である相談窓口を先導的に強化すべきである。そのため、豊かな知識経験があり、消費者に信頼される相談員を確保するとともに、複雑多様な相談需要に適切に対応していくべきである。

それから、2番目としては、国に対し、制度整備について積極的に働きかける。処分を受けた事業者が商号などを変えて悪質な事業を継続したり、悪質商法を訴えた消費者を逆に訴えるといったような不当な行為を排除するために、消費者行政の現場が迅速、効果的な対処ができるように、積極的に働きかけていくということが2番目の提言として打ち出しております。

3番目としては、消費生活上、価値ある情報、危害情報、あるいは、いろいろな連携を深めていく、いろいろな消費者の行動に役立つ情報が確実・的確に収集し、提供されるような、そういう方策が求められるのではないかと。こういったようなことを国の動きを踏まえて、答申と併せて、提言としていただければいかがなものかということでございます。

以上でございます。

池本部会長 残りの時間で、これについて皆さんからご意見、ご質問を。

圓山委員 漠然としたご質問で恐縮ですが、最初に私の勉強も含めてお伺いしたいと思いますが、東京都はトップランナーとしてずっと走ってこれた、国が今、消費者庁構想が急ピッチで進んでいるという状況ですが、それは東京都として、国の消費者庁構想を歓迎しておられるのか。それは、歓迎は歓迎なんだろうけれども、東京人と都にとって、一部制約条件が出てきたりとか、一部妨げが出てきたりして、何かやりにくくなるような点をお感じになっているところがあるのかどうかみたいところをまずお伺いしてから、提言について考えたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

池本部会長 率直なところでおっしゃってください。

清宮消費生活部長 今回、こういうような国の計画が出ましたこと自体、消費者行政が一元化されて進んでいくということでは、東京都としても歓迎する。そういう意味では評価する。それから、今までの消費者保護施策が、どちらかというと産業を優先する中での

消費者保護施策であったものに対して、横糸を通していくということでは高く評価しているのではないかと考えているところです。実は、つい数日前に国からの説明会が事務的にはございまして、その中で、もう少し具体的なものが見えてくれば、東京都にどのような影響が出てくるのかということがある程度はつきりとしてくるのですが、まだ具体的なものが示されました推進計画以上にはなかなか把握できていないところです。私ども東京都としては、これまでも、一元と言わなくても、消費生活の生活文化スポーツ局を中心に、各局と総合性を持って施策は進めてきていますので、そういう意味では東京の方が先に取り組んできたのかなと思うところです。これから国が具体的なものを示していく中で、東京都の自治体として行っている消費者行政が何らかのやりにくさなり、より円滑にできるような方策ということがもっと言っていかなければいけないものが明確になれば、それについては、また時期を見まして国にも主張していこうかなと考えているところでございます。

池本部長 よろしいでしょうか。その上で、ご意見があれば、よろしいですか。他の委員の方も含めて。

夷石委員 この提言ですけれども、これは都に対する提言ということでまとめられているわけですね。実は、この部会は基本計画を作るにあたっての諮問を受けた部会であると思いますが、提言は別な形で出されるということですか。実は先ほど、私が資料3の6ページの消費生活に関する施策の展開、政策課題と施策の方向性のところで、方向性が以前いただいたペーパーから抜けているけれども、これはどこにいったんでしょうか、入れたらどうでしょうかという話をしましたね。その部分がほとんどここに移行されているんだなと思っております。内容的には少し表現は変わっていますが、ですから、私は、6ページのところにこの部分を入れ込んで、別に一つの提言として持ってくるのではなくて、今どういう政策課題があって、それに対して、これから施策を展開するには、こういう形で東京都として展開すべきではなかろうかということ、まさにこの提言のところを6ページに盛り込んだらいいのではないかと考えています。

その中で、いわゆる総まとめ的に後ろに書いてありますセンターの相談関係を強化するとか、それから、私は2番の国への提言は最後にして、3番の方の有効な情報を収集し、供給する仕組みを構築するというようなことが都の緊急課題として、それを重要施策として展開するにあたっての方向性を示すことにできないのかなと思っています。そして最後

に、東京都で政策的にやれないことは、国の制度整備の要請をしていくという形で、これは第3章の中に盛り込んでいいのではないかと考えております。第3章の最初のところです。

もう一つ、この中身として少し意見を言わせていただきますけれども、東京都の消費生活センターを思い切って強化するという中身で、消費者問題の最前線である相談窓口を先導的に強化すべきであるというところなどは、これは個別消費者被害の救済だけにしかとれないと思いますので、内容的には、消費者問題をリアルタイムに把握できて、それが個別消費者被害の救済だけではなくて、消費者政策啓発による消費者被害の拡大防止とか、行政処分などによって拡大防止とか、消費生活条例の改正とか、法令の改正などに結びつけるんだと。だから、相談情報を大切にしないといけないので強化するというようなことをもう少し盛り込んでほしいと思っていますし、3番の有効な情報を収集し、提供するというのが、今回のメインの施策として出せないかと考えておまして、モニターアンケートの結果の 10番で、東京都の情報提供は非常に不十分だとか、十分と思わないというのが約6割もあるということでありまして、 9のところなども、もっと早く情報を早期発見して提供してほしいとか、それから についても、消費者への情報の提供の充実を望むというのがトップに来ているという状況をみますと、これまでいろいろな具体的な施策を議論して、それはそれでやっていくと思うのですが、今回の新しい体制のメインとして、消防庁とか、保健所とか、それから事業者団体など含めて、官民一体となって、国がやろうとする情報収集の一元化をまず自治体がきちんと把握するシステムを作ること。それは今、国が地方自治体にそういうことを求めてきていますけれども、東京都として率先してそういう仕組みを作って、モデルケースとして示してあげるぐらいの意気込みで施策を展開できないのかと考えております。それについては、余り予算もかからなくて体制は構築できるのではないかと考えておりますので、できましたら、ひとつ今回の基本計画のメインとしての中に、都のセンターの窓口の充実も必要ですけれども、3番のところになんか新たな体制整備まで踏み込んだことが書けないのかなと考えております。

池本部会長 事務局から。

大野副参事（調査担当） ただいまのお話でございますけれども、まず提言の扱いと答申案の方の扱いとの関係で、その辺に関しまして、提言というのは、国の大きな流れを受けて、答申とはちょっと離れて提言をしていく。ただ、具体的な考え方の中身としては、

例えば有用な情報の提供・収集というものは、答申の中でも、消費生活行政の考え方としても当然入ってくるということでございますので、国の流れを受けて提言をする中身と、そして、その場合の表現、書きぶり、例えば今の情報の話で申しますと、資料3の方の15ページ、例えば役立つ情報の提供といったところで、提言で3番目の話も計画の中ではここの中に枠組みとして含まれてくる。それで、ただいま夷石委員のおっしゃった、そういった体制づくりみたいなものも、今度は具体的な施策として、そこで具体的に展開を図っていくよう、組織、人事、いろいろ検討していく、こういう流れになるのではないかとということでご理解を賜りたいというのが一つでございます。

それから、先ほど来の政策課題の施策の方向というところでの表現がこちらの方に移ったのではないかとというふうなお話がありました。結局、今のお話と同じようなことでございまして、消費生活相談の窓口の強化といったようなものが提言の中にもあれば、もちろん答申の方の第3章の方にも当然項目としては入ってきている。答申の方は、これは毎年のローリングの計画ということでございますので、その中で具体的な事業として、今後、率直に申しますと、組織、人事、いろいろな役所の中の手続に積極的に取り組んでいくということにつながってくるわけでございまして、その辺が提言でいただくものも答申の具体的な個別の中身にはこうやって盛り込まれているといったような、全体で見れば、いろいろな動きの中で東京都は個別具体の施策、そして、計画のローリングの中でも位置づけているし、実際に本当の国の提言を受けた考え方としての基本的な姿勢、全庁的な考え方についてもきちんと位置づけ、踏まえていくという、両側からの姿勢で取り組んでいくというふうなことを私どもの方は考えているということでございます。

池本部会長 私も、この資料4についてはちょっと私見を申し上げたいのですが、先ほどの夷石委員の意見とは総論部分がちょっと逆で、資料3の6ページの方向性に、国が一元化でこういう動きがあるので、それを受けとめてと書いてしまうと、少なくとも、その後で出てくる政策課題は、率直に言えば、今のこの春から現在に向けての国の大きな動きを受けとめた政策課題の方向性に成り切っていない。時間的に言って、それは無理なわけです。別に国がどう動いているかにかかわらず、東京都としてこれだけのことはこういう問題意識でやりますというのはしっかり打ち出してもらい、しかし、ちょうど同時進行で国がもっと大きな動きをしているから、それは今回の基本計画には書き込めないけれども、この大きな動きは基本計画の今後の実施の中での確に受けとめて盛り込んでくれとい

うのを、その外側から審議会として都にアピールしていくのがこちらの提言だろうと思うんです。その意味で、資料4の1ページ目に書いてあるような問題意識を踏まえて、具体的に次のとおり提言すると。これは、基本計画の文章と独立させたというのは、そういう意味があるんじゃないかというふうに思っています。

それを前提にちょっと各論部分まで入っていきますと、例えば都のセンターを思い切って強化するというところには、都のセンターが区市町村のセンターとの連携を含めて強化するというふうな、その位置づけをぜひ入れていただきたいということと、それから、3の有用な情報、収集を提供するというのは、確かに順序からすればそれが2番目に上がるというのも全く賛成ですが、読んでいくと、これは消費者に向けて情報提供するというところにちょっと絞り過ぎているような感じを受けます。2ページの上で言う、国が情報を集約して、司令塔として使うというのは、消費者に向けてただ情報提供するだけでなく、関係部署に対してそれで促していくという、そっちの意味の方が大きいはずなんです。その意味では、第1の総合センターで的確な有用な情報を集約し、分析し、一方では事業者指導とか、他方では消費者に向けて、あるいは、さらには他の関係部署に向けて、その情報を多方面に向けて活用、提供していく。その意味で、都の中におけるまさに司令塔的な活用をするんだということが、司令塔とまで書くとどうかと思いますが、そういう意気込みが入ってくるといいのかなというふうに感じます。済みません、私が先にしゃべってしまいました。

圓山委員 提言の位置づけについては、基本計画は事業の裏づけがあるものを地道に手堅くやる。提言は、今後について、審議会として提言すべきことをわりと幅広くやればというふうな位置づけには賛成でございます。それで、先ほども国との関係についてちょっとお伺いしたお答えも聞きまして、国の構想でいいところはどんどん取ればいいと思うんです。そうは東京都と矛盾するものではないと思いますので。そういう目で見っていきますと、この提言の2ページ目のところの、まず「有用な情報を収集し、提供していく」というふうな書き方が、国は司令塔としてやるんだと。一方、何となく東京都は消費者に情報を提供するということがすごく書いていますので、だったら、国は司令塔だけど、東京都は司令塔にならないのかとか、逆に読めばですが。それから、下の四角の(2)のところの、国に対しては制度整備について積極的に働きかけるということが書いてありますけれども、東京都庁の内部、他の部局のいろいろな事業者規制法を持っているところに対して

は、東京都庁の中で消費生活部局から、例えば宅建業とか旅行業というところに、問題を発見すればそこに伝えて、法執行すべきものをためらっているようなことがあれば、きちんと法執行しなさいとかというふうな勧告機能みたいなものをどんどんやっていけばいいし、何もそれは国にならって司令塔と書かなくても、勧告機能とか、提言とか、そういうふうなことを書けばいいと思うのです。

あるいは、東京都内の区とか市が同じように何かパイプが詰まっていってうまくいかないというようなところも、区や市がきちんと消費者を擁護するような行政の働きをするような形で連絡をつけていけばいいと思います。ですから、ここの二つ目の四角のところは、国に対する制度整備の働きかけがもちろん第1ですが、都の内部とか、都の区域の中の市区町村に対する勧告機能的な働きかけというふうなところもお出しになっていないのではないかとはいえます。それが一つ。

もう一つは、1番のセンターの方ですけれども、ここで2行目に、消費者に信頼性のある相談員を確保すると相談員のことだけ書いてありますけれども、もちろん、事務職員も技術職員ももっと拡充をして、特に今後必要になるのは安全分野の難しい苦情相談というところでは、技術系の職員の方のバックアップなくして、都のセンターなり、市区町村のセンターなりがうまくいかないと思いますので、ここも、そういう形で幅を広げて書いていただければありがたいと思います。

池本部会長 他にいかがでしょうか。

長田委員 賛成の意見として申し上げます。まず、1番の都のセンターの強化は、確かに相談員さんの確保に関するところが具体的にずっと話が出ていましたので、それはそうだと思いますけれども、それ以外に、都のセンターが持っている、その他の他の役割が十分に果たせるようなことまで含めて読めるようにぜひ書いていただきたいのと、それから、区市町村のセンターへの支援に関しても、支援と連携強化が基本計画の方にはちゃんと書いてありますので、それをやはり書き込んでいただきたいというふうに思います。

それから、別項を起こすような形で都の他の部局への働きかけというのはやはり書いておいていただくのがいいのではないかとというふうに思います。

池本部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。これも次回24日にもう一度議論の時間がありますので、先ほどの答申案そのものと、それから資料4の提言、両方含めてさらにご検討いただいて、次回もしくは次回前にあれば個別にということを含めて、

ご意見をいただければと思います。

済みません、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、あと最後に事務的な今後の進行を含めて、事務局にお返しいたします。

大野副参事（調査担当） 時間が超過して恐縮でございますが、1点、事務局としての考えをちょっと述べさせていただければと存じます。

何度か繰り返し申し上げておりますけれども、「答申」と「提言」、それから「答申にあたって」という、こういう三つの構造になってございますけれども、繰り返し申し上げているように、この計画については、実務的な計画として、今度の総会におきましても、それはそれとして、5カ年間、今回は短い期間で作成させていただいて、国が動いている中で、やはり一日も早く全体を見直しつつ網羅した計画として地道に取り組んでいきたい。さはさりながら、その一方でいろいろな動きがあるので、そしてまた、大きな動きもあるので、それを踏まえて機動的に動いていくと同時に、提言としてもいただく。そして、提言としての中身が計画の中にも反映されているというような格好で考えているというところでございます。

その上で、私どもといたしましては、本日いただきました基本計画の答申案の方の内容について、早急に盛り込むべきところは盛り込ませていただいて、再度またご提示するとともに、むしろウエイトと申しますと恐縮でございますけれども、提言という方がやはり大きな流れとしては今回、国の流れを受けて、きちんと東京都に対して言っていただくというふうなことからしては、より重要になってくるのではないかとということも合わせまして、今後、今度は来週でございます、24日、木曜日の10時からということで予定をさせていただいております。その間に、私どもとしても作業をいたしまして、またお示しいたしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

池本部会長 今度の会場はどちらですか。

大野副参事（調査担当） 会場につきましては、今度は同じ建物の北側の方の42階のBという特別会議室で、午前10時から12時までということで予定させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

池本部会長 ありがとうございました。では、以上をもちまして、今日の第4回部会を閉会とさせていただきます。時間を超過して申しわけありませんでした。どうもありがと

うございます。

午後12時05分閉会